三　地域再生計画の区域の範囲　豊見城市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域雇用創造推進事業（三の六）

○内閣府告示第二百五十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第三百二十七号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十三年六月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年七月十五日

内閣総理大臣　菅　**直人**

一　地域再生計画の作成主体の名称　山形県
二　地域再生計画の名称　ものづくり山形活性化計画
三　地域再生計画の区域の範囲　山形県の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生支援利子補給金（三の五②）及び成長産業・企業立地促進等事業費補助金（三の六）

○内閣府告示第二百六十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第八十三号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十三年六月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年七月十五日

内閣総理大臣　菅　**直人**

一　地域再生計画の作成主体の名称　石川県、七尾市及び輪島市並びに石川県羽咋郡志賀町、鹿島郡中能登町及び鳳珠郡穴水町
二　地域再生計画の名称　〝あいの風がはぐくむ快適・活気・夢のまち再生計画〟
三　地域再生計画の区域の範囲　七尾市及び輪島市並びに石川県羽咋郡志賀町、鹿島郡中能登町及び鳳珠郡穴水町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五①）

○内閣府告示第二百六十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第百七十一号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十三年六月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年七月十五日

内閣総理大臣　菅　**直人**

一　地域再生計画の作成主体の名称　石川県並びに石川県河北郡津幡町及び内灘町
二　地域再生計画の名称　森と里と町をつなぐみちづくりによる河北郡活性化計画
三　地域再生計画の区域の範囲　石川県河北郡津幡町及び内灘町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五①）

○内閣府告示第二百六十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第百五十六号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十三年六月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年七月十五日

内閣総理大臣　菅　**直人**

一　地域再生計画の作成主体の名称　福井県
二　地域再生計画の名称　ふくい産力強化計画
三　地域再生計画の区域の範囲　福井県の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生支援利子補給金（三の五②）及び地域イノベーション創出研究開発事業（三の六）

○内閣府告示第二百六十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第百七十七号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十三年六月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年七月十五日

内閣総理大臣　菅　**直人**

一　地域再生計画の作成主体の名称　長野県及び佐久市並びに長野県南佐久郡小海町及び佐久穂町
二　地域再生計画の名称　次代に引き継ぐ自然を生かした交流人口創出のみち整備計画
三　地域再生計画の区域の範囲　佐久市並びに長野県南佐久郡小海町及び佐久穂町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五①）

○内閣府告示第二百六十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第百九十六号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十三年六月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年七月十五日

内閣総理大臣　菅　**直人**

一　地域再生計画の作成主体の名称　徳島県及び阿南市並びに徳島県那賀郡那賀町
二　地域再生計画の名称　清らかな那賀川流域の農林業を支援するまちづくり計画
三　地域再生計画の区域の範囲　徳島県那賀郡那賀町の全域及び阿南市の区域の一部（新野町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五①）

○内閣府告示第二百六十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第二百二十五号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十三年六月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年七月十五日

内閣総理大臣　菅　**直人**

一　地域再生計画の作成主体の名称　宮崎県及び宮崎県東臼杵郡椎葉村
二　地域再生計画の名称　自然と共存する快適なむらづくり計画
三　地域再生計画の区域の範囲　宮崎県東臼杵郡椎葉村の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五①）

○内閣府告示第二百六十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第百十二号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十三年六月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年七月十五日

内閣総理大臣　菅　**直人**

一　地域再生計画の作成主体の名称　宮崎県及び宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町
二　地域再生計画の名称　「人と自然が調和し大自然を次代に伝える」まちづくり再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五①）

○内閣府告示第二百六十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十条第一項の規定に基づき、平成十九年内閣府告示第四百七号をもって公示した地域再生計画の認定を平成二十三年六月二十九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十三年七月十五日

内閣総理大臣　菅　**直人**

一　地域再生計画の作成主体の名称　相模原市
二　地域再生計画の名称　「農」と「健康」の発信拠点整備による多様な主体参加型地域活力再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　相模原市の区域の一部（旧藤野町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）